

令和7年度西宮市食品衛生監視指導計画について（概要）

食品衛生法第24条において効率的かつ効果的な監視指導を実施するために「食品衛生監視指導計画」を策定することが決められています。販売食品等の安全性を確保し、食品等事業者自らが実施する衛生管理を推進するために、別添のとおり「令和7年度西宮市食品衛生監視指導計画」を策定し、営業施設への立入検査及び収去検査等の実施や食品衛生に関する知識の普及等に努めます。また、違反食品等の排除や食中毒等の危害発生を防止して食の安全安心を確保し、市民の健康を守ります。

1 期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。

2 概要

- (1) 西宮市保健所生活衛生課及び食肉衛生検査所において、国・都道府県等の関係機関と連携をとりながら監視指導及び検査等を行います。
- (2) 監視指導について
 - ・監視頻度基準（食品衛生監視指導計画 P12 別表1）に基づき、立入検査計画を作成し、監視指導を行います。
 - ・食品の取り扱い量が増加する時期に、食品による事故防止のため、一斉取締りを行い、食中毒等健康被害発生防止に努めます。
 - ・と畜場法に基づき、牛、豚などを1頭ごとに検査し、安全な食肉の供給に努めます。
 - ・市内で製造販売される食品及び流通する輸入食品等について収去等検査を実施します。
- (3) 食中毒等健康被害発生時は、関係部局と連携を図り迅速な原因究明を行います。また、予防のために食品衛生の普及啓発に努めます。
- (4) 食品等事業者の HACCP に沿った衛生管理の実施について監視指導等を行います。
- (5) 学校・保育所等の給食施設の監視時、助言等により関係職員の資質向上を図るほか講習会等により消費者・食品等事業者に対し食品衛生の知識の普及に努めます。
- (6) ホームページ等を通じて消費者・食品等事業者に対し食品衛生に関する情報提供を行います。

3 昨年から主な改正点

監視計画（食品衛生監視指導計画 P11 別図2）の見直し、監視頻度基準（食品衛生監視指導計画 P12 別表1）の見直し、収去等検査実施計画（食品衛生監視指導計画 P13 別表2）の対象食品及び検体数等の見直し、また一部文言等の修正をしました。